一三世紀ウィルトシアの世俗領荘園

朝治啓三

【要約】封建領主の農民に対する支配権力はどのように発生し、維持されるのか。所与の暴力を領主権の起源とみなす系譜論的説明を別とすれば、この問には現在までのところ二つの有力な解答が与えられていると思われる。一つはゲルマン共同体の階級分化にともなう、共同体規制の領主権力への転化という説明であり、他の一つは、中世特有の軍事的階層序列制度という背後からの支持による個々の領主権力の維持という説明である。このいずれもが領主権の成立・維持を、領主・農民間の生産・収奪の関係という面から説明する方法を採らない点が特徴的である。本稿ではこれら両説の成果を踏まえて、南西英の一荘園を例として生産関係における領主の農民収奪と、その際の領主権力の機能について若干の考察を行い、封建社会の中で領主支配権が再生産されるメカニズムを解明するための一つのアプローチを示すことに努めた。

史林　六三巻四号　一九八〇年七月

はじめに

南西英ウィルトシアの北隅 Highworth ハンドレッド内に位置する Sevenhampton 荘園は、のちに牧羊地帯として知られるようになるこのあたりでは珍しく、穀作中心の所領である。本稿は一三世紀後半、この荘園の領主となった Adam de Stratton の領主権の性格・機能を考察する。筆者は既に一三世紀中葉における中世国家の中央権力の構造についての考察と、同時期北英ダラム・パラチン領においてダラム司教権力が果す領域内領主連合政権的役割についての考察を行った。[1] 今回は領主権力の機能を生産構造から捉えようとする試みである。

史料はウィルトシアの地方史協会から刊行されている前記 Sevenhampton 荘園の account rolls と court rolls であ

る。②

① 拙稿「バロンの反乱——封建国家試論」『史林』五九-二 一九七六年。同「一三世紀タラムの巡回裁判」『史林』六二-二 一九七九年。

② Farr, M. W. ed., *Accounts and Surveys of the Wiltshire Manors of Adam de Stratton*, Wiltshire Archaeological and Natural History Society Record Branch (Devizes), vol. XIV 1959; Pugh, R. B. ed., *Court Rolls of the Wiltshire Manors of Adam de Stratton*, ibid., vol. XXIV. 1970; Do., *Abstract of Feet of Fines relating to Wiltshire for the reigns of Edward I and II*, ibid., vol. I 1939.

一　所領の成立過程

まず本稿が依拠した史料の編纂者である M. W. Farr による解説に基づいて、Adam de Stratton が当地 Sevenhampton のマナを獲得するいきさつを述べよう。当地が初めて史料に登場するのは、一一五六年、Warrin FitzGerald が国王から財務府のチェンバレンとして、Highworth の土地を与えられたときである。① その後一一六六年までの或る時期に、弟の Henry FitzGerald がチェンバレン職を継ぎ、この土地の名称を Sevenhampton に改めた。② さらに一一七六年には Henry の子 Warin the younger が後継し、一二一〇年乃至一二年の或る時期に隣地 Stratton をも王から授与された。③

その後これらの土地は娘 Margaret によって相続されたが、一二二四年には彼女の二人目の夫 Fulk de Breauté が反乱に加担したため、土地占有権を王に没収されてしまった。④ のち Margaret は同地回復を許され、一二五二年に死んだ。相続人たる彼女の孫 Baldwin de Reviers は幼児であったので、王妃 Eleanor が後見権を掌握した。一二五七年成人した Baldwin は第七代デヴォン伯として、Reviers 家所領の一部に当地を加えた。⑤ その彼が一二六二年に死んだのち、翌一二六三年には妹 Isabel de Forz (Aumale 伯夫人) が相続を認められ、彼女の本領である Holderness 等とともに領有する。先述のとおり当所領は財務府のチェンバレン職の付属地であり、Isabel もその職に就くが、実際の職務を担当した

のは彼女の私的な attorney でもあった Adam de Stratton であった。

次に Adam de Stratton の経歴をふり返ってみよう。おそらく Roman Road (=Street) に起源を有する Stratton という地名を家名に採用したのは征服後まもなくのことであろうが、文献に現れるのは、一二六〇年 Adam が上述デヴォン伯 Baldwin de Reviers の attorney になったときが最初のようである。[6] N. Denholm-Young に依れば、Adam は一二五六年以来財務府で clerk として勤め、一二六三年、上述の Isabel がチェンバレンに就任すると、その deputy chamberlain となった。[7] やがて一二七三年、Isabel は Adam に正式のチェンバレン職とその付属地としての当地とを与え、こうして Adam は当地の領主となった。[8]

彼はほとんど現地へは立入らず、ロンドンに居て国王や Isabel を初めとする諸貴族の所領管理役として働き、その収入によって当地 Sevenhampton 周辺の土地や利権を手に入れていった。[9] しかし彼のこのような土地獲得方法に強引さがあったらしく、一二七八年には Wight 島の Quarr 修道院長からパーラメントに提訴され、[10] その審査の結果チェンバレン職を失いかけたが、献金等によって王に許された。引き続き Isabel の下で働き続け、大貴族に金を貸し付けていたこともあって、一二八九年まで所領と職を保持し得た。

しかしこの年八月、王がガスコーニュから帰国したのち、金融・土地獲得における汚職の容疑で裁判され、同年秋には職も免じられた。所領は王の役人の手に委ねられ、翌一二九〇年には有罪が確定してロンドン塔に投獄され、一二九四年頃獄死したと言われる。

彼の所領が王によって没収されたため、一二七三年から一二八九年に至る、彼の支配に係る期間の所領経営に関する記録が、ほぼ纒まって管理され、今日に伝わることとなった。[11]

ともかくここでは、① Adam は武人ではなく、clerk としての職能によって土地を獲得

第1図　Sevenhampton マナ領有者をめぐる系図

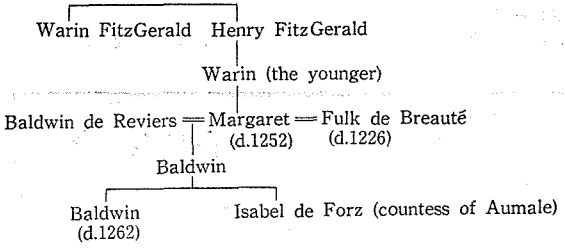

第2図　Highworth ハンドレッドの略地図
Brenda Farr ed., *The Rolls of Highworth Hundred*, 1966, p. viii より。

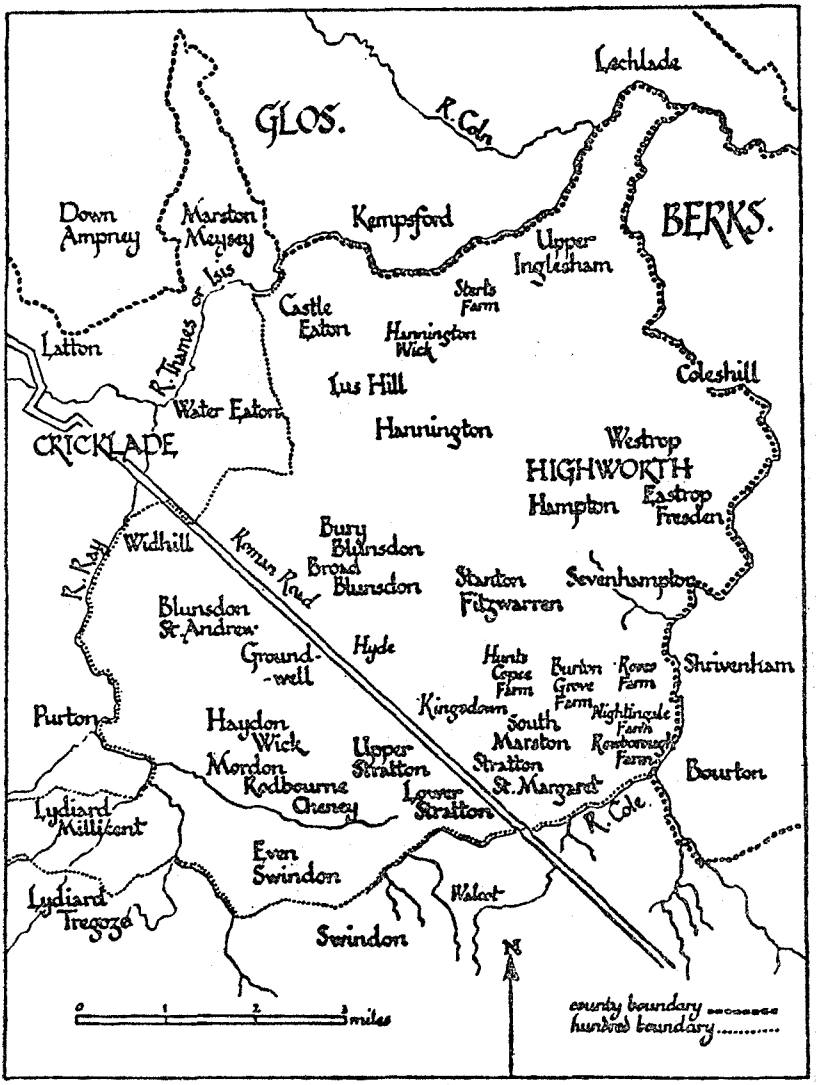

して領主になった人であること、② 彼が獲得したこの土地は、財務府のチェンバレン職に付属する土地であったこと、③ 彼の所領を没収したのは、彼に土地を譲渡した Isabel ではなく、国王であったこと、この三点を確認しておきたい。

① Farr, *Accounts and Surveys*, p. xi. Highworth は当荘園の存するハンドレッド名。Domesday Book における当地と関しては R. B. Pugh and E. Crittall ed., *Victoria County History of Wiltshire*, vol. II 1955, London に収められた R. R. Darlington の翻訳を参照した。*Ibid.*, pp. 119, 135, 211.

② Farr, *op. cit.*, p. xi. 年価値は三四ポンドと言う。

③ *Ibid.*, p. xii. 年価値は一三ポンドと言う。

④ *Ibid.*, p. xii n. 6.

⑤ *Ibid.*, p. xii. 同年 Cricklade, Highworth, Stratton 三地での市場開設権も認められる。

⑥ *Ibid.*, p. xiv. Adam の家の Stratton 以前の家名は de Argonges で、一二世紀には一封地を保有する世俗領主であった。

⑦ Denholm-Young, N., *Seignorial Administration in England*, 1937 London, p. 77.

⑧ Farr, *op. cit.*, p. xv. Adam は財務府の usher of the Receipt をも兼ね、彼の兄弟三人（William, Henry, Thomas）も次々と財務府の役人になった。

⑨ *Ibid.*, p. xvi, Stratton の獲得については Pugh, *Feet of Fines*, pp. 3-9.

⑩ Farr, *op. cit.*, p. xxii. Adam はユダヤ人から債権を購入して、借金に苦しむ領主たちから土地を獲得していた。

⑪ *Ibid.*, pp. viii-x.

二　所領経営の概観

1　土地評価簿

まず一二七四年乃至七五年頃に作成されたと考えられている extent 土地評価簿に依って、当所領の経営規模を見てゆこう。この土地評価簿は、後述する account rolls 領主会計簿、court rolls 領主法廷記録等とともに、ロンドンに居る領主 Adam のためにその所領経営を任された荘役達が、経営状況を報告したものの一部である。Adam にとっての最大の関心は、これらの所領から得られる収入の多寡であるため、それがどのような経営方法によってもたらされたものであるかは二の次にされている。このため文書は荘役達の勤勉さを強調するものではあっても、正確に経営の実態を示しているとは言えない。しかし本稿では一つの荘園が如何に経営されているかを知ることに主眼を置き、この土地評価簿もでき

第一表　Sevenhampton マナの土地保有状況

1.	直営地			評価額
	東耕圃	384.25 acres		
	西耕圃	591.5		
	計	975.75（記載 972.75）		£40 16s. 7.5d.
	牧草地			£11 10s. 3.0d.
	放牧地			£13 10s.
2.	土地保有者	人数(延)	保有地	その他
	自由土地保有者	12人	12.5 virgates	3 placiae terrae
	任意土地保有者	6	0.5	1 croft
	農奴	47	23	
	小屋住農	13	2 +8 acres	
	計	78	38v. 8a.	

Farr, *Accounts and Surveys*, pp. 1–14 より作成。
直営耕地面積合計欄の数字は実際の計算値を示す。カッコ内は記載値。

るだけそうした関心に沿って、中心荘園である Sevenhampton のマナに関する部分について読んでいくことになる（第一・二表参照）。

直営地として記されている領主の地条は、「――の地条の隣りに cultura juxta」とか「――の地条と向きあって cultura contra」とかの記述から推定して、一か所に纏まっているのではなく、農民の地条と混ざり合って各耕圃、耕区に分散していると考えられる。また当荘園の直営耕地総面積は九七五・七五エイカであり、土地評価簿に記載された土地保有者のうち、当荘園内に保有地を持ち、かつ賦役を負担する農民の保有する耕地総面積は、農奴四七人全員と小屋住農一三人中の一二人とを合わせて二五ヴァーギットと八エイカとなる。この荘園におけるヴァーギットとエイカとの換算率が不明であるので、仮に Maitland の想定した「一ヴァーギット＝三〇エイカ」の換算率を採用すると、[1] 総面積七五八エイカとなる。

直営耕地面積と賦役負担農民の保有耕地面積との比率によって、いわゆる荘園型所領と非荘園型所領との分類を行ったコスミンスキーの基準に従うならば、[2] この荘園は直営地耕作を、自己の荘園内部の賦役負担農民の賦役によってほぼ達成し得る部類の、いわゆる荘園型所領に属するとみなしてよいであろう。

この推定は、後述する account rolls の一部をなす賦役使用明細によっても裏づけられる。例えば一二七四年度（一二七四年ミクルマスつまり九月二九日から翌年のミクルマスまで）では、各々½ヴァーギットを保有する農奴四六人の他に八人の

第二表　Sevenhampton マナ土地保有者の義務

1.　自由土地保有者の一人 Willelmus Aylmer の例
　保有　家 1　耕地 1 virgate　製粉機 1
　義務　主の誕生日，復活祭，聖ヨハネの日，ミクルマスに各 5 shillings
　　3週に一度の法廷に出席義務
2.　任意土地保有者の一人 Henricus West の例
　保有　家 1　耕地 ½ v.
　義務　上述4期にわけて計 6 s，8 d.
3.　農奴の一人 Willelmus Crume の例
　保有　家 1　耕地 ½ v.
　義務　主の誕生日，復活祭，聖ヨハネの日に各7½ d.，ミクルマスに牧草地税 18 d.
　　聖マルティン祭に雄鶏，雌鶏各1（評価額・各1 d.）
　　賦役　耙耕　休耕地で1日（3 d.）
　　犂耕　6月24日―8月1日　週3日　供1人　飲食自費（1 d./日）
　　8月1日―9月29日　週5日　供1人　（1 d./日）
　　秋のプレカリア　供2人　（3 d./日）
　　洗羊と刈羊　2日＋1日（¼ d./日），放牧料　豚　1 d.，子豚　½ d.
　　羊所有者は Hokeday（復活祭後の2～3週目）～11月11日まで領主囲込地に入れる。
　　役畜による踏穀（calcare）半日（¼ d.）
4.　小屋住農の一人 David sutor の例
　保有　家 1　croft 1（1エイカ）
　義務　上述3期に計 9 d.
　　賦役　6月24日―9月29日　週1日　（1 d.）
　　プレカリアに　提供2人　（4 /日）　延長の場合　提供2人　（4 d./日）
　　再延長の場合　提供1人　（1½ d.）
　　洗羊，刈羊　各1日（¼ d./日）　魚獲（必要に応じて）

Farr, *Accounts and Surveys*, pp. 1–14 より作成。

小屋住農からの賦役の徴収量と、その消費量とが比較して記されている。③（第三表）

この「明細」には計算上の不自然さや、帳尻合わせのための措置とみられる箇所が無いでもないが、④少くとも表面上は賦役の供給量がその消費量を五四単位だけ上まわっている。ところで、前掲の土地評価簿における農奴の負担の欄には洗羊、刈羊等の牧羊の仕事も記されていたが、この「明細」では、賦役が投入されたのは主として穀作と牧草作りに限られていたかのようである。そこで一二七四―七五年の会計簿・家畜勘定をみると、当荘園では家畜数は、比較的少なく、最大の頭数は羊の二四〇頭である。さらに会計簿・支出欄には梳毛人、囲牆管理人等への金銭給与があり、穀物勘定欄には、小麦・大麦の混合穀物が荷車係、酪農夫、搾乳婦等に現物給与される旨の記述がみられる。⑤これらの点を考慮すれば、

第三表　賦役使用明細（1274—75年）

	徴収されるべき賦役量（延日数）		消費される賦役量（延日数）	
冬の賦役 （9月29日—6月24日）	全部金納化			
夏の賦役 （6月24日—8月1日）	前年度未進分	69	犂耕等（羊飼含む）	160
	本年分（農奴週3日，小屋住週1日）	776	耕地の雑草刈	321
			直営耕地内のまぐさ区画作り	44
	計	845	牧草刈	202
			牧草集荷・収納	368
			計	1,095
	845－1,095＝－250			
秋の賦役 （8月1日—9月29日）	（農奴週5日，小屋住週1日）	2,042	犂耕等（羊飼含む）	424
			祭	72
			収　穫	878
			牧草収穫	252
			蒿集荷	91
			耙　耕	21
			上記不足分充足	250
			計	1,988
	2,042－1,988＝54			

Farr, *Accounts and Surveys*, pp. 69–70 より作成。

第四表　会計簿の構成（羊皮紙表面）

Ⅰ　担当荘役名
Ⅱ　収入　1　前年度の未収分
　　2　テナントからの貨幣収入（地代，tolls, fine 等）
　　3　穀物・家畜販売額
　　4　外部よりの入金（Highworth と Cricklade 両 borough のファーム等）
Ⅲ　支出　1　農奴の賦役外労働・雇用労働者への給与
　　2　農具修理費，建築費
　　3　穀物・家畜購入費
　　4　打穀費
　　5　収穫費
　　6　雇用労働者の諸手当
　　7　外部への家畜移送費，通信費
　　8　ベイリフの手当，役人の饗応
　　9　livery（領主の純収入）
Ⅳ　総計・差引

牧羊関係の仕事のうち牧草作り・洗羊・刈羊は農奴により、それ以外の仕事は少人数の雇人によってなされていたのではないかとの推定が成り立つ。いずれにせよ少くとも帳簿の上では、賦役で営まれる穀作も、雇用労働力にも依存する牧羊も、収支の釣合はとれていたと言えるであろう。[6]

こうして土地評価簿から知り得る限りでは、① 領主直営耕地の地条は領主支配下の農民の地条と混ざりあって各耕圃に分散していること、② さらに領主直営耕地と賦役負担農民の保有地との面積比、あるいは会計簿にみられる賦役供給量と消費量との対比から、当荘園では徴収される賦役量は直営耕地の耕作に十分であること、が判明する。その結果直営地耕作は保有農の耕作と同じ慣行に従ってなされねばならず、しかもその慣行の規制力はかなり強力であったであろうと推定される。

2 会計簿から見た領主と農民

会計簿の分析を始める前に、当荘園における会計報告のしかたと会計文書そのものについて、注意すべき点を記しておこう。既述の如く当荘園は一二八九年に王の手に没収され、所領経営に関する文書類は財務府に収納された。

それらの文書中、財政的意味で背骨をなすのは Sevenhampton ministers' accounts であり、周辺所領からの収入やその他の利権収入[7]はこの中に組み入れられるし、領主 Adam の代理人としての bailiff が登場するのもこの文書だけである。この文書は auditor 吟味役の監査を経て作成される counter rolls と、現地荘役達の作る草稿ともいうべき reeve's draft とから成る。前者は筆蹟より判断してその筆者は現地人ではなく、ロンドンから派遣された専門の clerk であったと推定される。[8] また後者のうち本史料集に納められたのは、一二七五—七六年分から一二七八—七九年分の四年度分のみである。

次に会計報告の体系について述べよう。（第四表）

まず荘役達は第四表のような項目について収入・支出の草稿を作る。羊皮紙の表面に収入・支出、その差引きを記し、裏面に穀物・家畜の生産・消費についての「穀物・家畜勘定」と、前述の「賦役使用明細」とが記される。荘役達が秋のミクルマスから翌年春の復活祭までの半年間の所領経営についての草稿を作成した頃、領主から派遣された吟味役が view 中間検査のために荘園を訪れる。この検査は厳密で、荘役達に質問し、証拠の tally 割符を提出させる。復活祭から半年後のミクルマスにも同様の audit 監査が行われる。もし帳簿に不正があれば荘役達は責任を問われるし、賦役の未収分は貨幣換算されて彼等の負担となる。最後に以上の諸手続の後、作成されるのが counter rolls 写しである。[9] この文書の体系からもわかるように、会計報告は領主が自領地の実態を知るためにというよりも、荘役等の現場責任者の活動を管理・点検するためにあったと言えよう。

さて次に当荘園の会計簿そのものの分析に移る。本史料集には先述の通り一二七四―七五年度分から一二八八―八九年度分までがほぼ完全に収められているが、領主・農民の収取関係の解明をめざす本稿の目的にとっては、どの年度を採用しても大差はない。そこで先述の土地評価簿が作成されたと言われる一二七四―五年度の分を分析する。(第五表)

会計簿・収入欄から判断すれば、領主と農民との経済的な収取関係は次の様なものと言えるであろう。すなわち領主による農民収奪には大略二通りの方法がある。一つは領主が農民に土地を保有させて労働力を養わせ、領主直営耕地を耕作させたり、領主の家畜を育てさせるための賦役・不払労働として取り立てる方法である(収入項目のⅦⅧⅨ)。他の一つは農民から地代・諸負課・物納・裁判収入等の形で取り立てる方法である(ⅡⅢⅣⅤⅥ)。農民の側から見れば、領主から保有地と家を充てがわれる代償として、直営耕地を耕作させられ、かつ自分の保有地を耕作して自分と家族を養った上、現物あるいは現金の地代を納めるということになる。

では、土地・生産用具等の価値は生産の過程では変化しないとして計算すれば、領主は農民にどれだけの価値のものを与えて、どれだけの価値の労働を吸収し得たのであろうか。領主の収入コストを計算するという試みは、先学によって何

度かなされてきた。限られた史料の範囲内でこれを行うのは困難であるが、能う限り迫ってみよう。

二通りの方法で行う。領主は農民の賦役やファムルスの労働によって、どの程度収益を得たかを探るというのが第一の方法の骨子である。

まず領主による労働力確保のための投資額を把握しよう。収入項目のうち賦役に依るものはⅦⅧⅨであり、要するに穀作と牧畜収入である。これらの仕事は農奴・小屋住農の賦役とファムルスの労働力によって行われた。史料の記述の都合上、領主が農民とファムルスに対し生産のために支出した金額を合わせて算定する。まず一二七四―七五年における賦役をどのように貨幣評価するのかという困難がある。便宜上、領主は賦役の売却にあたって極めて賢明に自分にとって損にならぬ換算をしたと仮定して、土地評価簿に記された賦役評価額を使う。農奴数は四七人であるが、うち二人は保有地も諸負担も他の農奴の二分の一であるので、実質的には標準規模の農奴四六人と算定し得る。小屋住農一三人のうち賦役を提供する者は八人のみである。領主の穀作・牧畜のために彼等のする労働の評価額は総計一四ポンド九シリング三½ペンスとなる。更に農奴等の賃仕事給与とファムルスへの給与は、現物給の評価額をも含めて八ポンド一五シリング一½ペンスであり、労働力確保費は総計二三ポンド四シリング五ペンスとなる。

第五表　1274―75年度会計簿収入項目

Ⅰ	未収分	£59		10½ d.
Ⅱ	固定地代	13		2½
Ⅲ	物納評価額		6 s.	7½
Ⅳ	諸賦課	16	10	10¾
Ⅴ	放牧権売却	9	2	9
Ⅵ	ファーム		14	
Ⅶ	穀物売却	82	4	6¼
Ⅷ	家畜売却	28	2	7½
Ⅸ	その他の穀物・家畜売却	1	3	7
	計	£210	6 s.	1 d.

Farr, *Accounts and Surveys*, pp. 60-62 より作成。

次の領主の収入額の把握だが、二つの障碍がある。

① 収入は主として生産物売却代金だがその内訳は「原料費」「道具代」「労賃」「利潤」である。このうち「原料費」には次の様な計算上の困難がある。例えば一二七四―七五年の生産に使った穀物の種子代、あるいはその年度内に

売却した家畜の購入時の原価等は史料には示されていない。また「道具代」も償却期間が不明なので一年分の償却費を掴めない。更に「利潤」は売却時の相場に左右される。

② 次に生産年度の問題がある。一二七四―七五年に売却された穀物は、その年に生産されたものも含まれるが、大半は前年度に収穫して倉入りしていたものの内、今年度に打穀して売却したものである。従って一二七四―七五年に生産された穀物の大半は（その比率は不明）翌年度に打穀・売却されるので、売価は翌年度のものも参考にしなければならない。同様に家畜も、生後何年目に売却したかは正確には捉え得ない。家畜売却による収入は少くとも、その年に生産された家畜の価値ではない。これらは長期間の動態調査から推定するしかないであろう。

以上の二つの問題点があるので、以下の計算は概算にならざるを得ない。領主の収入としては一二七四―七五年の会計簿・収入欄のⅦⅧⅨを用い、翌年度分をも参考にする。すると同一年度で比較するならば、領主は農民に二三ポンド四シリング五ペンスのいわば「労賃」を支払って、一一一ポンド一〇シリング八¾ペンスの収入を得たことになる。参考のため翌年度の収入をみると、一四五ポンド一二シリング二½ペンスに増えている。この中には道具代・諸施設維持費等の経費が含まれていない。会計簿・支出欄の該当項目の総額三三ポンド七シリング½ペンス⑩を差し引いても、領主が労働力確保に要した額よりも多くの収入を上げたことに変わりはない。

次に第二の方法に移ろう。先の方法は領主の収入のうち、農民の賦役とファムルスの労働から生産されるもののみに関してのコスト計算であったが、第二の方法では荘園経営全体で収入コストを調べる。

前述のように農業経営と諸負課との二本柱で成り立つ領主の収入のうち、農業経営に依る部分から農民の農業収入を推定する。領主直営地は農民保有地の地条と混ざりあって散在している。農業技術や生産用具は両者の間に大差はなかったと仮定して、不払労働をする代償に与えられた保有地から、農民はいかほどの収入を得たかを、領主の収入額から算定するというのが、第二の方法の骨子である。もちろんこの方法が、正確を期し得るどころか、誤ったイメージを描く危険を

持つことは承知しているが、限られた史料の範囲内で領主・農民間の経済的関係を明示的に捉えるための次善の策と考えたい。

まず一二七四―七五年の会計簿・穀物勘定から、耕地の作付面積を計算する。この年は小麦・大麦・オート麦のみ作付され、その面積はそれぞれ二五三½、一一二½、一二二エイカで、合計四八八エイカとなる。これは前記土地評価簿にみる直営耕地面積九七五¾エイカのほぼ半分にあたり、当荘園で二圃制が行われていたことを示唆する。

次に作物ごとに作付面積、収量、売却値をだして、それらを農民の保有地積にあてはめればよいのだが、最重要因子の売却値は、全品種の合計値しか示されていない。そこで非常に大雑把なやり方だが、次の様な計算をする。一二七四―七五年には領主は全耕地九七五¾エイカから、八二ポンド四シリング六¼ペンスの農業収入を得た。では四七人で二三ヴァーギットを保有する農奴は、全員で何ほどの収入になるのかを比例式で計算する。前の例に従って一ヴァーギットを三〇エイカとすると、農奴達の収入は五八ポンド二シリング一一ペンスとなる。賦役を負担する小屋住農民八人の保有地はcroft園宅地とのみ表現されていて、面積は不明である。そこで彼等の賦役負担量を農奴と比較する。延日数で農奴の二一分の五を負担しているから、[11] これをもとに農奴の収入や人数比を勘案して計算すると、約二ポンド四シリング五½ペンスが小屋住農八人の年収評価となる。農奴の分と合わせると約六〇ポンド七シリング四½ペンスである。

一方領主収入のうち、自由農や任意保有農の納めた地代・税等[12]を除いて、領主は二〇三ポンド一〇シリング四ペンスを得たことになる。ただ経費として約四二ポンドを支出するから、領主の収入は計算上一六一ポンド程度になる。農奴は上述の額の収入で自分と家族を養った上、固定地代、フランクプレッジ査察時の徴収金、物納品費、放牧料等を徴収される。[13]

以上二通りの方法で領主・農民の経済的関係を検討したが、[14] いずれの方法に依っても、領主から農民に与えるもの（家・保有地）と、農民が領主に差し出すもの（労働力・地代）との交換は、領主に有利な不等価交換であることがはっきりした。第二の方法で見たように農奴・小屋住農の手元にはおそらく何も残らないような収奪ぶりである。階級的収奪とは

おそらくこのような状態をさすのであろう。

以上、会計諸記録の検討から判明したことをまとめておこう。

① このような経済関係における領主による農民の収奪は、既述のように不等価交換という性格を持つから、必ずそれを可能にする強制力が働かなければ成立し得ない。約言すれば領主・農民の生産関係には、必ず領主側に有利な強制力が伴う。

② このような階級的収奪は、会計記録に従う限り、耕作の共働性があってもなお生じているという点が重要である。換言すれば、収奪を可能にした強制力は、そのような共同労働の必要性から生じる生産者共同体の規制力とは別の次元で作用しているということになる。

① Darby, H. C. and Welldon Finn, R. ed., *The Domesday Geography of South-West England*, 1967, Cambridge, pp. 14-15.

② Kosminsky, E. A., *Studies in the agrarian history of England in the thirteenth century*, ed., by R. H. Hilton, 1956, Oxford, pp. 256, 265, 267, 282-7.

③ 土地評価簿に記載された農奴数は四七人であるが、うち二人は保有地積、負担量ともに標準農奴の二分の一と記されているので、実質的には標準農奴四六人と同じである。

④ 夏の賦役（農奴週三日、小屋住農週一日、六月二四日から八月一日まで）も秋の賦役（農奴週五日、小屋住農週一日、八月一日から九月二九日まで）も計算値より百単位ずつ少なく記されている。

⑤ Farr, *op. cit.*, pp. 63, 64-5.

⑥ 「支出」項目中、家畜購入費と梳毛人・囲牆管理人等の給与、更に荷車や用具購入修理費の合計は二〇ポンド一九シリング四¾ペンスであるのに対し、「収入」項目中の家畜からの収入（Ⅷ）は二八ポンド二シリング七½ペンスであるので、黒字である。

⑦ Farr, *op. cit.*, p. 62. Worthe（隣地）の固定地代、製粉機のファーム、フランクブレッジ査察による収入、慣習的収入、Cricklade の市場のファーム、Stratton の荘役からの収入等を指す。

⑧ Farr, *op. cit.*, p. x.

⑨ *Ibid.*, pp. xxxiii-xxxvii. 前年度以前のいわゆる累積赤字も今年度の荘役達の負担となる。鵜川馨『中世英国世俗領の研究』一九六六年未来社、三七―八頁。

⑩ 「支出」総額から農耕・牧畜用に使われた額を差し引いた額として計算した。

⑪ 農奴の賦役のべ日数（一人）六三日に対して、小屋住農のそれは一五日であるので、15/63 すなわち 5/21 として計算した。

⑫ 自由保有農の地代一一二シリング八½ペンス、任意保有農の地代九シリング九ペンス、その他の保有農の地代合計一三シリング三ペンス、総計六ポンド一五シリング八½ペンス。

⑬ 例えば農奴四七人の固定地代一一五シリング、牧草税等合計四九シリング¼ペンス、放牧税等合計一五二シリング、物納評価額六シリング七½ペンス等になる。これらの中には農奴以外の保有農の分も含まれているので正確な値は算定できないが、農奴や小屋住農にとっての負担が相当なものであったことは察しがつく。

⑭ 以上のコスト計算は、小松淑郎「会計簿からみた英国中世荘園」『北海道教育大学紀要』二五－二（一九七五年）を参考にした。

三　領主裁判権の性格

1　学説史

上述の如く当荘園では領主 Adam は、彼の支配する農民から秋には週五日にも及ぶ賦役と、さまざまな形の地代を収取している。これは決して村民共同体の代表者の取得分という程度ではなく、必要労働部分を除く、ほぼ総ての剰余労働とも言うべき部分を収奪する階級的収奪と呼び得るものであろう。領主と農民との間で保有権の付与と労働力提供との不等価交換を可能にする強制力が、必ず存在しなければならない。経済史学ではこの力を経済外強制と呼んでいる。

一方、当荘園は荘園型所領の部類に属し、耕作強制等から生じる共同体規制が機能していることは想像に難くない。では経済外強制と共同体規制とはどのような関係にあるのだろうか。この問題に関しては、現在我国には有力な学説がある。「実はこの経済外強制なるものは、共同体関係に基づく共同態規制を土台とし、必ずそれをとおして現われてくることになるわけです」[①] と明言される大塚久雄氏の学説がそれである。経済外強制は共同態規制を土台とすると捉えられる点に、本稿は些かの疑問を呈してみたい。

まず経済外強制とは何かを知るために、吉岡昭彦氏の説明（岩波書店版『経済学辞典』初版）を引用させて頂く。

「封建領主は名目上の土地所有者＝上級所有権者 Obereigentümer であり、直接生産者たる農民は、自己の労働に基づいて一定の仕方で土地を占取する事実上の土地所有者＝下級所有権者 Untereigentümer であって、このように二つの権利が対抗しあっている。その場合、農民は生産手段の事実上の所有者であるから、自己の労働生産物を取得しうるし、また労働力を売る必要もな

い。したがって、上級所有者たる領主が彼らから封建地代を収取するためには、なんらかの形態で、経済外的な直接の強制力を必要とすることになるのである。」（二四八頁）

経済外的というのは、高橋幸八郎氏に依れば、「剰余労働（地代）の領有は、資本主義におけるように商品交換によって媒介されるのではなく」、「まさに直接的な強力・支配＝隷属関係を媒介としてのみ」為し得る（同書一〇六一―六二頁）という意味である。さらに高橋氏に依れば、「経済外強制の形態は、封建社会の発展段階、地代形態の推転に応じてさまざまでありうる」（一〇六二頁）ということになり、その内容は次の様なものとされている。

(1) 労働地代段階では、「剰余労働と必要労働とは空間的（直営地と保有地）にも時間的（週何日ずつ）にも画然と分離してあらわれ、剰余労働は領主のための強制労働という最も粗野な形態をとってあらわれる。」

(2) 生産物地代段階では、「農民は直接的な暴力によってではなく、慣習もしくは成文法等々の法的規定に駆りたてられて地代を給付」する。

(3) 貨幣地代段階では、「経済外的強制はいっそうゆるやかな契約的・対物的な貨幣関係に転化されている。」（一〇六一―六二頁）

吉岡、高橋両氏によるこれらの説明が、『資本論』第三巻第四七章におけるマルクスの記述に基づいていることは明らかであるが、両氏の説を始め我国での有力学説は、単にマルクス説の紹介だけに終始せず、より立入った説明を加えた点に特色があると言ってもよいだろう。それは経済外強制が具体的に、どのような形態をとるかの説明における特色である。

再び吉岡氏の説明を見よう。

「このような経済外的強制は、村落共同体を基底として、その領主的支配に基づく封建的な農民身分規定（最も典型的には農奴身分規定）としてあらわれ、いわゆる土地緊縛と農民の財産能力の欠除とがその主要内容をなし、領主裁判権がその法的執行を保障することになる。」（二四八頁）

すなわち吉岡氏はここで、① 経済外強制が村落共同体を基底とすること、さらに、② 領主裁判権が経済外強制の法的執行を保障していること、この二点を指摘された。後者については後述する。前者についてはこの部分だけでは、先に引用した大塚氏の説明と軌を一にするのか否かは定かでない。[2] この点に関して明確な説明を行われたのは鵜川馨氏である。

「マナー領主は、たんに共同体の財産を横領、専断したばかりでなく、かつて村落共同体が有していた村落共同体成員に対して加えられるさまざまの規制力、強制力、またしたがってそのような規制を実現せしめる機構をも自己の掌中におさめ、剰余労働実現のための重要な手段として利用したのであった。マナー領主の有する強大な軍事力といった直接の暴力が重要な意義を有していたこと、それが経済外強制の重要な局面であったことはたしかであるが、上述のような共同態規制こそがその中軸をなし、しかも時代が下るにつれて、ますますその比重が大になったことは改めて強調さるべき点であろう。」（『西洋経済史講座』岩波書店　第一巻　一九一頁）

氏の趣旨は「剰余労働実現のための手段・契機である経済外強制の中軸は共同態規制である」ということであろうと思われる。この説明の仕方は、古く松田智雄氏にみられ、[3] 大塚氏により体系化された共同体論と軌を一にしており、現在の有力学説と言ってもよいだろう。この学説に対し体系的な批判を加える意図は毛頭ないが、先程以来述べてきた経済外強制と共同体（態）規制との関連について、気付いた点を記しておきたい。それは、本来成員に対して加えられる、その意味で対内的な性格の共同体（態）規制が、階級社会としての封建社会において、領主が農民を搾取するときの、その意味で対外的な契機である経済外強制の基底であり得るのは何故なのか、という点である。[4]

ところで以上のような有力学説と同様の説明は C. S. Orwin や W. O. Ault によっても行われている。少しそれらを辿ってみよう。

まず Ault は by-laws 村法の研究を通して、領主の権力と共同体の規制力とは一応別箇の存在であるとはしながらも、両者の非敵対的性格を描き出すことに努め、「村法においては領主の利害は、農耕共同体の利害の一つにすぎない」とま

で言った。[5] さらに近著ではそれら村法の研究と並行して進められた領主裁判権の分類の研究とを統一して把握し、領主権が共同体規制に従属すること、すなわち再度、領主と共同体との非敵対的性格を強調した。[6]

一方 Orwin 夫妻は一九三八年 *The Open Fields* においてノッティンガムシアのラクストン Laxton の荘園を例として、中世農耕の先進技術であった open field system が如何にして村落共同体の有様を決定していくかを論じた。[7] その後一九四九年刊の *A History of English Farming* において、領主と共同体との関係を論じた。そこでは領主の二つの立場、すなわち共同体の一員としての立場と階級収奪者としての立場とを並列しているが、最終的には前者の立場を強調して、荘園裁判所に代表される共同体規制の体制を領主が維持しているという構図を描いた。[8]

Ault の方法すなわち領主の支配権を機能面で捉え、荘園の中で作用する様々な強制力の一つであるとみなして、農耕活動のために生じる共同体の規制力との競合や対抗、あるいは同調を細かく分類するといういわば社会学的方法は、それまでの固定的な領主権概念を打ち破るという大きな意義を持った。しかし同時にこの方法をとった結果、領主の階級収奪者としての立場、あるいは、収奪の契機たるべき経済外強制としての領主権の役割は相対化されてしまった。Orwin 夫妻の場合も中世農村像を描くことに主眼をおいたため、イギリス農業の発展は、より便利により合理的にといったプラグマチズムの観点から捉えられ、領主が農民の労働を搾取することの意味は深くは追求されていない。そこで次に Ault 等の主張の根拠となった実証を少し検討しよう。

Ault は、領主直営地は地条として農民保有地の間に混在していること、保有農民から地代を収取しなければならないこと等の理由によって、領主の支配権が共同体規制に従属すると主張した。しかし実際にそうなのか。あるいは彼自身の言葉を借りれば、領主権は制限王政なのか。[9] 確かに生産力水準に制約され、剰余労働分を超えて収奪することはできないという意味では、領主権は無限ではない。しかし共通利害を守るための生産者共同体の規制によって、領主の収奪権は制約されているのだろうか。Ault の挙げる例のうち、たとえば年間の農作業の手順を決定する実質的な力は、領主ではな

く村落共同体が持っているという例[10]については、事実はそうかも知れないが、しかしそのことは決して領主の収奪権を侵してはいないと言えるのではないだろうか。収奪するにはまず生産しなければならないからだ。また、共同体成員に対する処罰は村共同体員の申し合わせに従って決定され、領主は権威あるいは執行者であるにすぎない[11]という例では、確かに処罰の主導権は領主に無いかもしれないが、結局は処罰され農民は労働を強制されるのであるから、領主の収奪権は侵されていない。さらに何よりも、共同体規制が領主権を制約しているとして Ault が挙げる例の大部分は、領主権が確立したと言われる一三世紀のものではなく、その衰退期と言われる一四世紀以降のものである。これは共同体規制を土台に領主の強制的権力が発生すると説く考え方への反証[12]となるだろう。

ともかく Ault や Orwin の挙げる例証に依っても、階級収奪者としての領主の強制権力が、共同体規制に制約されている、あるいはそれを土台としているとはむしろ言えないであろう。では「領主の強制権力」「経済外強制」「領主の恣意」と「共同体規制」との関係は如何なるものであろうか。

Ault は領主権を数ある強制力の一つとみなした。上述のように、この方法は階級支配の側面を相対化したきらいはあるが、逆に言えば領主の執行する権力には少くとも二つ以上の機能があり得ることを裏書きしているのでは無いか。すなわちそのうちの一つは、共同体の利害に同調しそれを守ろうとするいわば共同体利害の調整者としての機能であり、これは Vinogradoff 以来主張されてきたものである。[13] もう一つは農民階級を搾取するときの強制力としての機能であり、これは前述の経済外強制の執行者としての権能にほかならない。

上に引用した箇所で吉岡氏が、「領主裁判権が経済外強制の法的保障をしている」と指摘されるとき、後者の機能を意味しておられると考えられる。しかし同時に氏が「経済外強制は村落共同体を基底とする」と言われるときの意味が、「共同体規制を基底とする」と言うのであれば、上で検討した Ault や Orwin の実証の場合から考えて、それは当たらないのではなかろうか。岡田与好氏が「荘園裁判所は村法の現実の執行機関であり、封建地代実現のための領主的強制＝経済

外強制の機構的表現である」[14]とされるときには、領主権に含まれる二つの異った機能が、荘園裁判所において果たされていると読むべきであろう。いずれにせよ吉岡、岡田両氏がともに、領主権の法的・機構的表現であるとみなされた、荘園裁判所における領主裁判権の発現形態を次に検討する。

2　領主法廷記録

本節では一二七五―七六年の Adam de Stratton の court rolls を検討する。上述のように領主 Adam は武人ではなく、財務府のチェンバレンであり、clerk としての職能によってこの Sevenhampton のマナを獲得した人であるから、現地には居住していない。普通はロンドンに居て clerk としての仕事に専念し、所領経営は bailiff 達にまかせていた。その bailiff も当荘園に常駐するのではなく、各地に散在する Adam の所領を巡回しているので、当荘園にはおそらく、春と秋の会計監査の際と、領主法廷の開廷日にしか立ち寄らなかった。

では史料そのものの検討にはいろう。領主法廷記録については Maitland 以来の伝統的な、イギリス法制史学の研究方法がある。それは判例を免責、刑事訴訟、民事訴訟、慣習違反（領主権の侵害）、訴訟手続の違反等、訴件内容と手続の種類によって分類する方法であり、いわば事件の描写の形式、外観によって実態に迫ろうとする方法である。[15]我国においても従来はこの方法が用いられてきた。[16]当荘園の法廷記録についても同様の分類を試みたが、当面の課題にはあまり参考にならなかった。そこで判例をそのような形式、外観によって分類するのではなく、裁判権を行使する権力の性格を分析するという観点から、取り扱うことにする。[17]

一般に一三世紀の領主法廷記録を、今日の裁判記録と似たものと考えることは危険である。法制史研究者であった Maitland にとっては、一三世紀の領主法廷で扱われた事項も、一九世紀の法律用語、概念で分類し得たであろうが、実際にそれらの「判例」を読んでゆけば、そこに essoin 不出廷の弁明あり、十人組長の定期的な報告だけの出廷記事あり、

aid 献金の支払記録ありで、今日的な意味ではとても裁判とは言えない「判例」が並んでいる。しかも頻発する罪とそれに対する処罰に関しては常套句が使われるのみで、実際に如何なる事件が起こり、どのような結着がつけられたか不明のものが多数登場する。しかしそれは領主権力の様々な行使のされ方が反映したものとして分析すれば、それなりの有効性は存し得るであろう。

第六表　1275—76年 Sevenhampton 荘園の Court Rolls

開廷期	開廷日（年月日）	判例数	牧草地侵害の占める割合（%）	裁判収入	
I	1275・11・2	26	65.3	11 s.	6 d.
II	11・23	12	25	2	6
III	12・21	12	25	11	5
IV	1276・1・25	5	0	20	
V	3・28	13	23		18
VI	4・30	10	30	6	
VII	6・6	13	38.4		26
VIII	8・1	19	57.8	9	
IX	9・8	15	40	7	
X	9・24	10	40	64	6
	計 135		計	£6 15 s.	7 d.

Pugh, ed., *Court Rolls*, 1970, pp. 25–33 より作成。

一　牧草地侵害

判例①　六ペンス。Willelmus de Berton は Bullingham で捕えられた馬のために罰金刑。保証人は Walterus cissor。[18]

判例②　免除。Adam le Yonge は Bullingham で捕えられた子牛一頭のために罰金刑。保証人は Willelmus Slikeling。執行猶予。[19]

第六表によってもわかるように、全判例一三五のうちこの種の判例が最も多い。土地評価簿に依れば Bullingham は領主直営の牧草地で農民は牧草地税を払って利用したようであるが、彼等の家畜が無断で立入ったため、それを捕えて、農民を家畜の監視不十分という罪で罰したのが①②の判例である。牧草地侵害がなぜそれほど頻繁に咎められるのかについては、中世の農耕方法を考慮すれば容易に理解されよう。既に引用した Ault や Orwin が綿密に実証しているように、農耕技術上の制約から耕地強制が行われ、農民は犂耕の際に協力しなければならないだけでなく、耕耘用の家畜の維持のためにも牧草地の確保に際しても協力し合わねばならなかった。[20] 従って領主の法廷で領主の代官が、領主の牧草

地に侵入した農民の保有する家畜を捕えて、その農民を罰するという場合であっても、単に慣習違反あるいは領主権の侵害としてしまうだけでは不十分である。むしろ生産者の共同体である村落共同体の共通利益を侵す、個々の共同体成員の無軌道を、共同体全体の利益を擁護するために規制する、いわゆる共同体規制の側面があることを忘れてはなるまい。収奪の前提としての生産を効果的に行わせるという点から考えても、牧草地侵害への処罰は領主権の侵害とみなすよりも、本来は共同体規制が果すべき役割を領主権力がかわりに果している例とみなすべきかと思われる。[21]

しかもその処罰は、ほとんどが一律六ペンスの罰金刑であり、物納品の雄鶏評価額が一羽一ペニーであったことから考えても、法外な額とは言えない。その上、その罰金は②の例にもあるように、年少、貧乏とかの理由で免除されたり猶予されたりする。これはこの処置がいわゆる裁判収入を目あてにしているのではなく、共通利益を守るための威嚇を主眼としていたことを示していると見てよいだろう。

二　アサイズ違反

判例③　六ペンス。Walterus cissor はアサイズに違反して醸造したので差押えられる。Avisse le Copar' も同様。不当醸造。[22]

当時の他の荘園の場合と同じく、当荘園でもパンやビールの製造に関する規定 assize に対しての違反例はごく普通にみられる。それだけ農民の日常生活に深く係わっていたということだろう。[23] パン焼竈の独占は領主の収入の重要財源とみなされ、[24] パン、ビールに関するアサイズは、領主による強制の典型のように従来考えられてきた。果してその面だけで評価してよいものだろうか。会計簿にはパン焼竈の収入としては特記されていないし、法廷記録では譲造違反に比較してパンのアサイズ違反は少い。財源としては有望ではなかったようだ。[25] また処罰例を検討すると、パンは量目不足、ビールは粗悪品が咎められていること、あるいは粗悪品を市で販売しようとして差押えられていること等から考えて、アサイズがパン、ビールの品質の維持を狙った規定であることがわかる。更に隠れて製造、販売した者を罰した例は、ほとんどの農民が製造者たり得る状況を考慮すれば、共同体成員の機会均等を形式だけにもせよ維持しようとした例と解し得るだろう。

従ってアサイズの規制は、領主による農民収奪のための強制というよりも、共同体成員のパン・ビール製造における規律の維持を主眼にしているとみてよいのではないだろうか。処罰も六ペンス以下の罰金にほぼ決まっており、免除や猶予もある「甘い」処置である。

三　農民間の紛争の仲裁

判例④　Thomas novus, Walterus Crome, J. Eilner によって、Robertus Arnald が、自分こそ所有者だと主張する J. de cruce とその妻に一頭の雌牛をひきわたす約束をしたか否かについて審問がなされた。審問者たちは Robertus は J. de cruce 等に約束したと報告した。それ故その牛がひきわたされるように Robertus は差押えられる。[27]

判例⑤　Jordanus de la Hamme は Lamas の日とよばれる八月一日聖ペテロの日を、Robertus Aylwynus に七ペンスを支払う日と設定した。[28]

これらはいずれも農民間での貸借関係についての紛争を調停した判例である。領主支配下の農民どうしの民事関係の紛争は、土地保有権以外は領主にとっては収奪には関係しない事柄であるが、領主法廷の権威によって仲裁される。④の例に見られるように実質的には農民どうしの間での事実審問によって評決の準備が行われ、領主の裁判権はその結果に権威を与えるために利用されている。処罰は④の例では差押えのみで罰金はなく、⑤の例では支払日を設定させるだけで処罰は無い。実行させることに重点が置かれていて、罰すること、罰金を収取することを主眼とするものではない。

これまでに検討した判例にみられる領主裁判権行使の性格は、領主が農民を収奪するための強制というよりも、生産者間の共通利益を守り生産を円滑に行わせるために領主の権威を用いるという側面の方が強い。次にこれらとは性格を異にする判例を検討しよう。

四　献金徴収

判例⑥　一二ペンス。十人組長である Johannes de Sancta Elena が慣習通り開廷日に出廷し、一シリングを提出した。[29]

判例⑦　二シリング。Sevenhampton の十人組長が出廷し（判例⑥と）同様に支払った。（後略）[31]

判例⑧　六〇シリング。全村から上述の献金として。[31]

この荘園における十人組の実態が、領主支配機構の一環であったのか、小農共同組織であったのかは限られた史料だけでは判明しない。いずれにせよ十人組を構成する農民、村民は慣習的に献金を領主に納めていた。はっきりしているのは、これらの判例には生産者の間の共通利益を守るという要素が全く無いことである。

五　荘役への授権

判例⑨　同様に前述の如く Willelmus Dawe の土地の上に見出される物はすべて差し押さえられるよう規定された。[32]

判例⑩　Johannes de cruce に債務のある者は、しかるべくそれを支払うように、一層効果的に差し押さえられる。[33]

この二つの判例は一見何の変哲もない借金の取立判決のように見えるが、実は⑩の Johannes de cruce は前年度の reeve 荘役であり、同様の「判例」が第三開廷日から第七開廷日まで引き続き登場する。前にも述べたように領主は現地に居住せず荘役に所領経営を委ね、彼等が農民から地代を徴収して領主に上納させるという体制をとっている。彼等が地代を完全には徴収できず、上納金に未進分が生じた場合には、彼等荘役がその分だけ債務を負わされた。[34] これらの事情を考慮すれば、⑩の判例は農民から地代未進分を徴収するための権限を領主が荘役に与えたことを示す例であると解し得る。⑨の判例の Willelmus Dawe はそうした未進分のあるテナントであり、徴収を強制する最後の手段は、保有地上のあらゆる物を差し押えることであった。これと同様の判例も、第一開廷日から第九開廷日まで連続して現れる。[35]

この種の判例の意義を考えてみよう。既に引用した牧草地侵害の判例では、共同体成員全体の農耕、牧畜に不可欠の牧草を、成員全体の利益のために成員の一部を罰しているものである。またアサイズ違反の判例では、パンやビールの生産方法や品質維持というこれまた最終的には共同体員の利益を守る目的のために、違反した成員を罰するものである。これらの判例に共通しているのは、領主法廷で下されたにも拘らず、生産それ自体に関する規制に重点が置かれており、生産

の成果を領主が収奪するための強制は、第一義的な目的にされていないということである。従って処罰の目的、判決の方向は共同体内的である。ところが「荘役への授権」の判例は、生産そのものには触れず、生産の結果農民の手に入るべきもののうち、いくらかを荘役を経て領主に納めさせることを目的にしている。つまり一旦農民の手に入った生産の成果を領主が収奪するときの契機、いわば経済外強制を具体化したような判例である。

従来この種の判例は、領主が暴力でもって無理矢理個々の農民から収奪するのではなく、共同体員でもある荘役や共同体組織を利用して収奪したという面を過大に評価されて、収奪の契機たる経済外強制は共同体規制を土台とするという説の有力な例証であるとみなされてきた。[36] しかしこの判例の場合荘役をふくめた共同体の組織は、共通利益を守るための共同体規制として機能したのだろうか。鵜川氏によれば「諸個人はなお独立して自由な私的生産を営むにはあまりに幼弱であるから共同組織はどうしても維持されねばならない。そこで成員諸個人の私的活動の恣意性が共同体全体によって抑制されることになる。これこそが『共同態規制』であ[37]」るとされている。つまり共同体成員の共通利益のため、特に生産における共通利益の保証のために機能するのが共同態規制だとされているわけである。ところが⑩の判例においては荘役は共通利益を守るためにではなく、農民から生産の成果を奪うように位置づけられ、またそのために授権されている。逆に言えば共同体員としての荘役には本来そうした権限が備っていたのではなく、領主の授権行為によりその権限を身につけたことを示している。荘役や共同体の組織は領主の収奪行為に利用されたからといって、本来的に収奪のための組織であるとは言えないということであり、共同体規制と経済外強制とは次元の異なる概念だということであろう。

これまでに検討した数種の判例のうち、一、二、三はどちらかと言えば領主法廷権力の共同体規制としての機能を示し、一方四、五は収奪の契機としての経済外強制の機能を示している。次にその両方の性格をもつ判例を検討しよう。

六　農民の土地保有権の確認

判例⑪　六シリング八ペンス。Thomas le Reve から土地の fine 登記一時金として。保証人は Willelmus de Stretend と

Thomas Sevar。[38]

判例⑫　一五ペンス。元荘役 Johannes の未亡人 Matilda から heriot 死亡税として。（後略）[39]

登記一時金や死亡税を支払うことにより、農民は領主からその土地の前保有者とほぼ同じ条件で保有権を認められる。その確認は二つの側面をもつ。一つは農民が各地に散在する地条をあてがわれるという意味で、生産のための組織に加入するという側面であり、その限りで農民は生産のための共同体の規制に従属させられる。もう一つは農民は土地評価簿にみられるような諸義務を背負わされるという意味で、収奪のための体制に組み込まれるという側面である。領主・農民関係の成立を示す保有権の確認行為がこのような二面性を有することは、収奪は生産を踏まえた上で行われること、従って収奪を行う領主権は生産の際に必要な共同体規制の役割を果たし、階級的収奪のために経済外強制の役割を果たさねばならないということ、逆に生産そのものには共同体規制は働いても経済外強制の契機は必ずしも要しないということを意味するであろう。この種の判例はこの年度内には四例のみであるが、[40]その収入は大きく年度末の裁判収入総計欄でも、フランクプレッジ査察時の納入金や献金とともに別記されている。

七　刑事裁判権

判例⑬　Johannes Severe は法廷の前で Robertus Elyot に悪口を言ったので罰金一二ペンス。保証人は Robertus Severe。[41]

判例⑭　十人組長 Johannes de Sancta Elena と Yngeramus le Waleys de Brodeblunt' は慣習通り開廷日に出廷し、Ebrardus le Kuic の未亡人の家が破られ品物が運び去られたが、誰に依るのかは不明であると報告した。[42]

判例⑮　未亡人 Dalle と Matilda lotrix と Nicholaus Wolfrich は他所者の逃亡援助の咎で差し押さえられる。[43]

これまで収奪権を中心に領主法廷の諸権能を検討したが、それ以外にも収奪を保証するための刑事裁判権の掌握が不可欠である。⑬の判例の意味を考えよう。当荘園では農民同士の暴行事件を具体的に示す裁判例がほとんどみられず、一二七五―七六年度分のうちでは判例⑬の悪口に関する例が唯一と言ってもよい。これは法廷侮辱への処罰とも解せるが、他

人を侮辱すると処罰に値するという理由を領主法廷に与えるものは、侮辱が一種の暴行と同格であるとみなされ、公共の安寧に逆らうものだと解されたからであろう。次に⑭の例から推測して、当荘園では農民間の刑事事件は十人組長によって領主法廷に報告されるという仕組になっていたようだ。この場合も公共の安寧を理由にして領主法廷は、十人組を支配のための組織として利用したと解し得る。⑮の判例は、前回の開廷期に被告三人が他所者を無断で荘園内に受け入れたという十人組長の報告を受けての、いわば判決である。他所者の受容自体は農民個人にとっては格別の不安要因とは限らないから、流入者自身をではなく受け入れた自己支配下の者を領主が咎めるというのは、領主の支配権は他所者には及ばないこと、逆に言えば当荘園の被支配者を他所へ逃亡させないという狙いを持つ土地緊縛あるいは人返し命令であると言える。つまりこの判例は公共性は薄く、階級支配の性格が濃い。これ等三つの例から言えることは、収奪権以外の領主の権能にも公共性と階級性があり、領主は収奪のためには公共機能をも果す方が有利であったということである。

Adam の荘園の法廷記録における七種類の判例を検討した結果、次のことを確認し得る。共同体規制と経済外強制が農民を生産活動へと駆り立てるという点で共通する機能を持つということ自体は、両者が次元の異なるものであるということと矛盾はしない。共同体員の生存も領主による収奪も生産を通してしかあり得ないし、その生産のために共同体が規制力を使ったり、階級支配権力が強制力を用いるのは当然である。しかし生産者共同体の成員の間には共存の契機はあっても、収奪の契機は理論上はあり得ない。領主法廷記録の諸判例はこのことをよく示している。

① 大塚久雄「『共同体』をどう問題とするか」『著作集』第七巻（一九六九年　岩波書店）二〇九頁。

② 吉岡氏の次の様な叙述を参照。「封建社会においては領主―農民間の経済外的強制はそれ自身で自己完結的なものではなく、土地所有の階層的編成、とくに軍事的階層序列によってバックアップされている。」『岩波経済学辞典』初版　二四八頁。同「封建的土地所有・封建地代・経済外強制」『西洋経済史講座』第一巻　三五一頁。吉岡説では共同体規制よりも軍事的階層制の方が重視されている。

③ 松田智雄「古典的グルントヘルシャフト――三圃制度体系とその再生産構造」『立教経済学研究』六―二　一九五三年。

④ 鵜川馨「共同体と封建的土地所有」『西洋経済史講座』第一巻　一七四頁。

⑮ Ault, W. O., "Some Early Village by-laws," *English Historical Review* (以下 *E. H. R.* と略記) XLV, 1930, p. 227.

⑯ Ault, *Openfield Farming in Medieval England*, 1972, London, pp. 61–78.

⑰ Orwin, C. S. and C. S., *The Openfields*, 1938, Oxford.

⑱ Orwin, *A History of English Farming*, 1949, Edinburgh. 三沢獄郎訳『イギリス農業発達史』(新版) 御茶の水書房 一九七八年。二五—二七頁。

⑲ Ault, *E. H. R.*, XLV, pp. 225–6; Do., *Private Jurisdiction in England*, 1923, New Haven, Conn., p. 344.「マナ共同体は共同権を持ち、マナの慣習はマナの法となり、領主とテナントを同様に束縛した。」

⑳ Ault, *Openfield Farming*, p. 45. 一三九〇年 Molden (Essex) 荘園の court rolls に依れば「Adam の耕地は慣例により三年ごとに休耕されねばならず、領主の許可と他の村民の休耕地耕転が行われるまでは決して耕してはならない。」

㉑ *Ibid.*, p. 45 一三九〇年 Broughton (Hunts.) 荘園の court rolls に依れば「上記の土地は過去二〇年以上休耕されてあるのに耕種されたので、領主に対し(当該農民を)処罰するように申し入れた。」また Homans, G. C. *English Villagers in the thirteenth century*, p. 320 をも参照。

㉒ Aul,t, *op. cit.* に掲げられた一九五の村法の例のうち、一三世紀のものは一三七〇年の例を最初として二〇例、一四世紀は八五例、一五世紀は六六例、一六世紀は二四例であり、一三世紀のものが最も少い。大塚久雄『共同体』をどう問題とするか」『著作集』第七巻二二〇頁をも参照。

㉓ Vinogradoff, P., *Villeinage in Enland*, 1892, Oxford, pp. 361–2.

㉔ 岡田与好『イギリス初期労働立法の歴史的展開』増補版 御茶の水書房 一九七〇年 一九—二〇頁。

㉕ Pollock, F. and Maitland, F. W., *The History of English Law before the Time of Edward I*, new ed., 1968, Cambridge, vol. I, pp. 581–92

㉖ 松垣裕「司法組織と領主制」『史学雑誌』七二-一〇(一九六四年)、平松紘「一三世紀末葉期マナー社会の法的構造(一)」『青山法学論集』一三-四(一九七三年)、森本益「ダラム司教座聖堂守護修道院領における領主支配体制」『名古屋学院大学論集』第五・七・八号(一九六六年)

㉗ court rolls の分析も account rolls の場合と同じく、領主裁判権の機能を検討するという目的にとっては支障は無いとの判断に立って、不十分ではあるが一年度分の分析にとどめる。分析した会計簿は一二七四—七五年度分であったので、本史料集に収められたうちでこの年度に最も近い一二七五—七六年度分を分析する。包括的な検討は後日に譲る。

㉘ Pugh, *Court Rolls*, p. 25. この年度の第一開廷期における第六番目の判例(以下 I ⑥と略記)

vi d. Willelmus de Berton' in misericordia pro equa attachiata in Bulling', plegius Walterus cissor.

㉙ *Ibid.*, II ⑥ *Condonatur.* Adam le Yonge in misericordia pro i vitulo attachiato in Bullig', plegius Willelmus Slikeling; *respectu.*

㉚ 小松芳喜「二圃農法管見」『封建英国とその崩壊過程』弘文堂 一九四四年。

㉛ 篠塚信義「マナー社会と雇傭労働者」『史学雑誌』七二-三(一九六三年)は、領主の物産における主導性を実証した興味深い論稿であ

る（特に四二一—四三頁）。

㉛ Pugh, *op. cit.*, p. 29. V ⑪ *vi d.* Walterus cissor braciavit contra assisam ideo districtus; Aviss le Copar' eodem modo; brac'. 同様の例はI㉖，II⑪，III⑥，VI，等。

㉜ Ault, *Openfield Farming*, Nos. 112, 140, 164, 165.

㉝ Pugh, *op. cit.*, pp. 6–7.

㉞ 不当醸造の判例に対して，パン焼窯使用報酬違反の判例は極端に少ない。一二七五—七六年度では皆無である。領主のパン焼所を使わせるという強制がうまくいっていたのであれば，会計簿にその収入項目があるべきだが計上されていない。反対に違反が多いなら罰金収入があるはずだがそれも無い。

㉟ Pugh, *op. cit.*, p. 115. *cf.* V ⑪

㊱ *Ibid.*, p. 26. I ⑱ Inquisicione facta per Thomam novum, Walterum Crome et J. Eilmer si Robertus Arnold promisit unam vaccam J. de cruce cum uxore sua super quos ipse se posuit. Dicunt quod ei promist unde districtus solvere eandem vaccam.

㊲ *Ibid.*, p. 29. V ③ Jordanus de la Hamme assignavit diem solvendi septem denarios Roberto Aylwyne die sancti Petri [*1 Aug.*] que dicitur advincula. 同様の例はほかに II㊲，③，III⑬，V㉑，VIII⑥ 等。

㊳ *Ibid.*, p. 30. VI ⑨ *xii d.* Thethingm' Johannis de Sancta Elena venit ad laweday sicut venire solet, et i dat ut supra.

㊴ *Ibid.*, p. 30. VI ⑩ *ii s.* Thethingm' de Sevenhampton' venit eodem modo et dat ut supra.

㊵ *Ibid.*, p. 33. X ⑩ *li* [*s.*] De tota villa de auxilio ut supra.

㊶ *Ibid.*, p. 27. II ② Iterum preceptum est distrigere quemcunque inventus fuerit super terram Willelmi Dawe ut prius.

㊷ *Ibid.*, p. 27. III ③ Debitores Johannis de cruce melius districti solvere id quod debuerunt ut prius.

㊸ Farr, *op. cit.*, p. 64. 会計簿表面の最後の欄は，収入と支出の差額のうちの幾らかが荘役遂行の負担になるという記述である。鵜川『中世英国世俗領の研究』四一頁。

㊹ 判例①はI③から始まり，II②，III②，IV③，V②，VI③，VII②，VIII②と続いてIX②で結末する。判例⑩はIII③，IV①，V⑥，VI①と続いてVII③で結末する。結局領主は荘役遂行地代取立を命じ，そのための権限を与えたが，うまく収取されず罰金を課すことで妥協したようである。

㊺ 例えば Orwin, C. S., *A History of English Farming*. 三沢訳『イギリス農業発達史』一一七頁。鵜川訳『「非荘園的」所領と村落共同体』『社会経済史学』二三—五・六（一九五七年）七一，七八，八二頁。

㊻ 鵜川「共同体と封建的土地所有」『西洋経済史講座』第一巻 一七三—一四頁。

㊼ Pugh, *op. cit.*, p. 28. III ⑨ *vi s. viii d.* De Thoma le Reve pro fine terre *vi s. viii d.*, plegii Willelmus de Stretend', Thomas Sevar'.

㊽ *Ibid.*, p. 28. III ⑩ *xv d.* De Matild' relicta Johannis veteris prepositi pro herieto ut supra.

㊾ 他の一例はIV①・②。

㊿ *Ibid.*, p. 31. VIII ⑤ *xii d.* Johannes Severe in misericordia quia maledirit Roberto Elyot coram curia, plegius Robertus Severe.

(42) *Ibid.*, p. 27. II ⑫ *xii d.* Thethingm' Johannis de sancta Elena et Yngerami le Waleys de Brodeblunt' venit ad laweday sicut

venire solet et presentat quod domus relicte Ebrardi le Kuic fracta fuit et bona asportata latrociniter et nessierunt [*sic*] per quos.

㊸ *Ibid.*, p. 33. X ⑦ Relicta Dalle et Matild' lotrix et Nicholaus Wolfrich districti pro recettamento ut prius.

四　総　括

本稿は領主権として理解されているものの性格を探るために、主として農民収奪の面から荘園の会計記録と裁判記録とを分析した。領主権発生のメカニズムあるいはその性格決定に関しては、Ault や Orwin の周知の学説、すなわち中世の農耕技術から不可避的に発生する共同体規制を、領主が握る経済外強制の権力の土台とみなすという学説がある。本稿はこの説に対し次のような手順で異論を提出した。

まず本稿が対象とした Adam の荘園においては土地評価簿の記述から判断して、耕地強制に由来する共同体規制の存在は十分に推定し得る。他方会計簿から判断して階級的とも呼び得る収奪が行われていた。次に裁判記録に依れば共同体規制と、収奪者としての領主の権力のあり方とは判例において原理的に区別し得る。その結果、領主権力は共同体規制に基礎づけられるという Ault 等の結論は、一定の留保をもってみなければならないことがわかった。つまり生産技術や農業慣習には領主も従属させられるが、しかしそれは一定の生産力水準のもとでは剰余労働の範囲でしか収奪は可能でないという制限であって、領主が収奪をすることを制限するものではないという留保である。従って Ault 等のように共同体規制が領主の強制を制約するという面を強調すると、いかにも領主の収奪権の存在自体が疑問視されたり、あるいは軽視されるという危険性を持つ。裁判記録の判例には、領主は共同体規制の統括者としての役割を果たしつつ、収奪をぬかりなく行うという領主裁判権の階級性と公共性が読みとれる。

こうして領主権の中核的機能とみられる収奪、それを可能にする契機は共同体規制ではなく経済外強制であるとして論

理を運んできたが、ではその経済外強制はいかにして生まれ、維持されるのかという難問が次に待っている。今はこれに答える余裕は無いので、アプローチの仕方の一つを示すにとどめたい。

封建社会特有の土地所有の階層的編成という面から、経済外強制も重畳化された軍事的階層序列によって保障されたものと規定する説明もある。[1] 当荘園に関して言えば、Adam の領主としての土地保有権は絶対的な所有権ではなく、財務府での職能によって下封され、その職からの解任とともに没収される相対的な保有権に過ぎず、その意味で土地保有とともに発生した彼の領主権も非完結的であり相対的である。しかしこの方法についてはこれ以上立ち入らずに、領主権の非完結性に関するもう一つの側面について少し考察を加えよう。

武人でない領主が自分の暴力無しに、経済外強制がその不可欠な要因であるはずの収奪を為し得る、換言すれば領主たり得るのは、暴力欠除を補完する他の権力が作用していたためであると考えるほかはない。それが何であるかを具体的に示すことは今は不可能だが、ハンドレッドの裁判権がその一要素であったことは疑い無い。

判例⑯　Monkton Farleigh の小修道院長の保有地の十人組長は叫喚追跡を報告し、そのために次の法廷に召喚された。決定はハンドレッド法廷にて。[2]

前述のように支配下の農民の刑事事件は十人組長の報告によって領主法廷が裁判するが、本史料の編纂者 Pugh の説明では、⑯の判例の十人組長は Sevenhampton の荘園法廷ではなく Highworth のハンドレッド法廷に出廷義務があったからこの例のように移送されたのだと言う。[3] ということは特に刑事事件に関する場合に、被支配者はどこかの法廷に出仕する義務を持ち、時には荘園法廷からハンドレッド法廷に移送される体制が成立し作用していたと見てよいだろう。既に述べた判例⑮の人返し命令とともに、判例⑯は被支配民の把握が一つの荘園の内部で完結しておらず、少くともハンドレッド内の領主・支配階級の協力を必要としていたことを暗示している。現実に武力を持つか否かに係りなく農民を収奪する力としての領主権は、個々独立して完結し得るものではなく、少くとも一定地域内での相互依存関係の中にあってこ

そ収奪を為し得たと言えよう。

本稿の所期の目的であった領主・農民の生産関係と領主の支配権力発生との直接的な関係は示し得なかったが、領主権が上述のような非完結的な属性を持つことは論証できたかと思う。その結果領主たちが、例えばヒエラルヒーのような縦のつながりを作るのか、それとも単なる連合のような横のつながりを作るのかという問題は今後の課題としたい。

① 吉岡昭彦『西洋経済史講座』第一巻　三五一―二頁。

② Pugh, *op. cit.*, p. 29. V ⑦ Thethinm' prioris de Ferley presentavit unum hutesium levatum unde attachiatus contra proximam curiam. *Terminatur ad hundredum.* 同様の例はV⑫にも在る。

③ *Ibid.*, p. 22.

〔付記〕本稿作成に使用した諸史料、殊にウィルトシア地方史協会の刊行物の利用については、関西大学の富沢霊岸教授の御世話になりました。誌上を借りて御礼を申し上げます。

（京都大学研修員　　）

much exported to Europe in the first half of the 17th century as a superior dye of woollen stuff. The existing studies, however, have had some lacunae in clarifying the conditions of its production and circulation.

In this paper, taking up the Bayāna tract where the best indigo was produced, I tried (1) to locate the indigo producing towns and villages on a map and to find out historical geographical reasons for this tract's acquiring a promineut position in indigo production of that time; (2) to enquire into the physical geographical conditions of its production and to compare its production process with that of the indigo plantations of the English planters in India in the 19th century; (3) to classify the types of its management; and (4) to analize its market structure.

I emphasized the following points: the Bayāna tract was along one of the trunk roads of that time; the process of indigo production in that tract was more intensive and expensive than in any other indigo producing tracts of that time; even some sections of the peasants were able to become rich in indigo production; in the Bayānana tract there were five intermediate marketing areas, each of which had a respective intermediate market town; though each intermediate market town was the center of a pargana, the marketing area under that market town was wider than that pargana area; and even in the Bayāna tract (i. e., a group of the parganas which covered the five marketing areas), the total produdtion of indigo seems to have been much less in both its sown area and the income from its cultivation than that of food grains as a whole.

The Lordship in the Wiltshire Manor of Adam de Stratton

by

Keizo Asaji

Adam de Stratton, one of the attorneys of Isabel de Fortibus, was granted the manor of Sevenhampton, Wiltshire, in 1273 and held it

until 1289 when he forfeited his office at Exchequer. At the manor on behalf of him some bailiffs and reeves did the duty of exploiting forty-seven villeins and eight cotters in the demesne farming, the payment of rents and the render of various rents in kind. The bailiffs also supervised the manorial court a few times a year, where other tenants of Adam, such as freeholders and tenants-at-will, had to do suit of court, too.

Either in the account rolls or in the court rolls of the manor, we can find few or no entries which implies the direct exploitation of peasants by the lord or his officials. How could the lord keep exploiting the peasants only with his clerical career instead of military power?

A few entries in the court rolls imply the remittal of cases into the hundred court of Highworth. Dr. R. B. Pugh, the compiler of the rolls, explained that some tenants of Adam did a suit of court not at the manor court, but at the hundred court. If that was the case, it seems that Adam's lordship over those peasants was not self-sustained, but was upheld by the regional network of lordship in that hundred. Influenced by such a notion an approach to make an image of feudal lordship will be shown in this article.